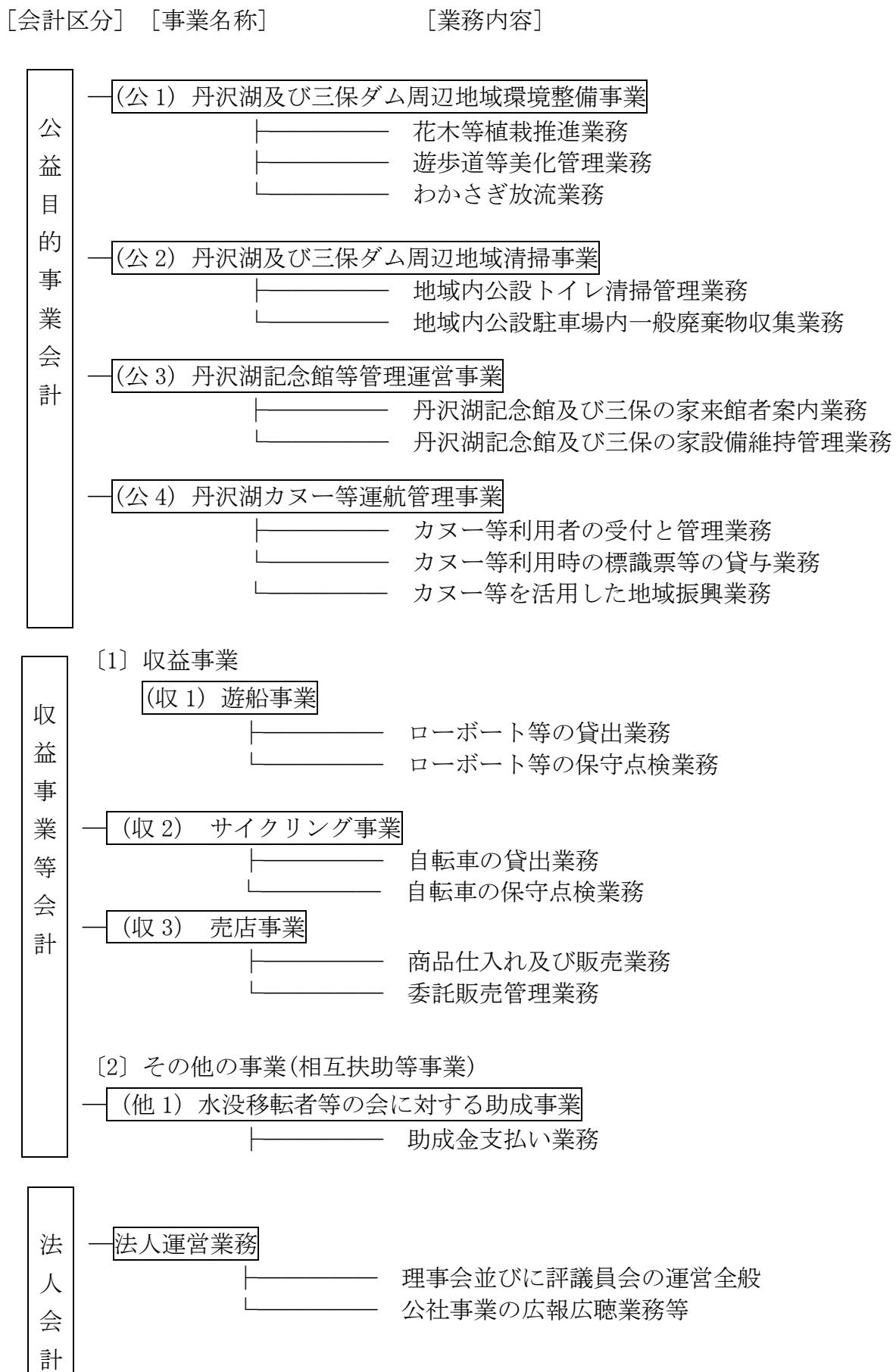


令和 2 年度 事業計画書

公益財団法人山北町環境整備公社

令和2年度事業の構成



目 次

I 概 要 ----- 3

- 1 設立の趣旨
- 2 沿革

II 役員、評議員及び職員-----4

- 1 役 員
- 2 評議員
- 3 職 員

III 事業計画-----5~7

【1】公益目的事業会計

- (公 1) 丹沢湖及び三保ダム周辺地域環境整備事業
- (公 2) 丹沢湖及び三保ダム周辺地域清掃事業
- (公 3) 丹沢湖記念館等管理運営事業
- (公 4) 丹沢湖カヌー等運航管理事業

【2】収益事業等会計

〔収益事業〕

- (収 1) 遊船事業
- (収 2) サイクリング事業
- (収 3) 売店事業

〔その他の事業(相互扶助等事業)〕

- (他 1) 水没移転者等の会に対する助成事業

【3】法人会計

- (1) 法人の運営業務
- (2) 理事会並びに評議員会開催
- (3) 法人の広報・広聴業務

I 概 要

1. 設立の趣旨

昭和 60 年、丹沢湖及びその周辺の環境保全を図るため清掃事業、環境整備事業、丹沢湖記念館等施設の管理運営、丹沢湖の湖面利用及び貸自転車等に関する事業を行うことにより、地域の振興発展と住民福祉の向上を図ることを目的として設立された。

2. 沿 革

昭和 60 年 5 月 15 日	山北町からの基本財産(寄付行為)2 千万円を受けて、財団法人山北町環境整備公社を山北町神尾田 759 番地の 2 に設立した。
平成 4 年 12 月 16 日	神奈川県内広域水道企業団が新たに 2 億円を出資し基本財産は 2 億 2 千万円となった。
平成 24 年 4 月 23 日	公益財団法人への移行について、神奈川県知事の認定を受けた。
平成 24 年 5 月 1 日	移行登記が完了し、公益財団法人に移行した。
平成 25 年 6 月 24 日	財団法人三保ダム周辺地域振興協力基金より 3 億円の寄付を受けることにより、基本財産は 5 億 2 千万円となった。
平成 25 年 7 月 3 日	定款変更に伴う、神奈川県知事の認定を受けた。
平成 25 年 7 月 8 日	変更登記完了
平成 27 年 1 月 27 日	定款変更に伴う、神奈川県知事の認定を受けた。
平成 27 年 2 月 16 日	変更登記完了

II 評議員、役員及び職員

1. 評議員(令和2年2月1日現在)

山 口 晃 三保鳥獣保護協会長
湯 川 正 子 (社福)静友会 バーデンライフ中川
池 谷 庄 次 郎 清水地区振興協議会顧問
富 山 基 錄 共和地域振興会
石 田 進 二 河村城址公園保存会 監事

2. 役 員(令和2年2月1日現在)

代表理事 湯 川 裕 司 山北町長
理 事 大 江 伸 治 神奈川県内広域水道企業団総務部長
井 上 俊 之 山北町商工会顧問
佐 藤 精 一 郎 山北町観光協会長
湯 川 勘 一 三保地域振興会長
監 事 斎 持 武 敏 税理士
小 池 健 一 神奈川県内広域水道企業団総務部
総務課長

3. 職 員(令和2年2月1日現在)

井 上 基 仁 事 務 局 長
山 崎 治 事務局長代理

令和2年度事業計画

I 事業運営の基本方針

公社設立当初の事業趣旨（昭和60年5月15日）を踏まえ、従来からの目的を着実に達成することを基本とし、次のとおり事業計画を作成した。丹沢湖をサップ、カヌーの拠点として前年度からの継続事業（丹沢湖カヌー等運航管理事業）として、今年度は艇庫の建設に着手するとともに、サップ等の備品整備も行うことにより今年度をもって完成の運びとするものである。

II 事業計画

1 公益目的事業

公益目的事業は、定款第3条に事業目的として掲げた「丹沢湖及び三保ダム周辺の環境整備及び清掃に関する業務を行い水源地の環境保全を図るとともに、丹沢湖記念館等の管理運営、丹沢湖の湖面利用等に関する事業を行うことにより、地域の振興発展と住民の福祉向上に寄与すること」であり、公社設立当初からの継続事業である。

（1）丹沢湖及び三保ダム周辺地域環境整備事業

本事業は、丹沢湖の水質保全と周辺地域の環境美化を推進する当公社の設立当初からの基幹事業である。

【事業内容】

- ・沿道、散策道周辺の整備（樹木の伐採・枝切り・みつまたの植栽等）
- ・流木の回収
- ・わかさぎの「ふ化放流」の実施（3,500万粒）

（2）丹沢湖及び三保ダム周辺地域清掃事業

本事業も前号同様に、公社設立当初からの基幹事業である。

【事業内容】

- ・丹沢湖周辺公衆トイレの定期的清掃
- ・集積場から観光ごみの定期的収集
- ・散乱ごみ、不法投棄物の収集
- ・美化清掃活動の協力（町・地元観光団体主催）

（3）丹沢湖記念館等管理運営事業

丹沢湖記念館及び三保の家の維持管理を行い、来館者に「丹沢湖」の役割りを説明し、ビデオによる放映やパンフレットの配布を行うとともに観光案内に努める。

【事業内容】

- ・流木チップの無料配布
- ・ダムカード(丹沢湖・玄倉・熊木ダム)無料配布
- ・水源通行手形事業(横浜市)協力
- ・地元観光業に携わる店舗のパンフレット・チラシの配布

(4) 丹沢湖カヌー等運航管理事業

丹沢湖におけるカヌー等の運航は、神奈川県が定めた条例(「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川湛水域、社家湛水域、飯泉湛水域等の水域における行為の規制に関する条例」第2条第2項第4号の規定)により、神奈川県企業長から町が許可を受けた業務(舟艇の運航に係る業務)を当公社が受託し継続して実施する。

【事業内容】

- ・サップ艇庫、更衣室の新設及びサップ等の備品整備(継続)
- ・地元の観光業に携わる者を対象としたサップ講習会の実施(6月)
- ・本格活動に向けた「イベント」の実施(10月/中旬)
- ・カヌー、サップ利用者会員カードの発行
- ・ホームページによる情報発信

2 収益事業等

収益事業は、当公社の公益目的事業の推進を図るため、貸しボート、貸し自転車及び売店事業を実施する

[収益事業]

(1) 遊船事業

丹沢湖で釣りや遊覧でボートを利用する者に対して有料で貸出しを行い、収益増収に努める。

【事業内容】

- ・ローント(35隻)及びペダルボート(5隻)の貸出し
- ・「わかさぎ釣り大会」の実施(12月)
- ・企業主催による「釣り大会」の呼びかけ
- ・救助対策用モーター艇の配備
- ・ホームページ、釣り雑誌等による情報発信

(2) サイクリング事業

丹沢湖に訪れる観光客に対し、湖岸道路を周回できるサイクリング用自転車を有料で貸出しを行い、収益増収に努める。

【事業内容】

- ・大人用自転車(25台)、子供自転車(10台)の貸出し

- ・保守点検の実施
- ・ヘルメットの無料貸出し(小学生)
- ・安全運転の指導

(3) 売店事業

丹沢湖記念館内や繁忙期における駐車場売店の開店により、土産の販売並びに地元特産物の販売を行うとともに出張販売に積極的に参加し、収益増収に努める。

【事業内容】

- ・新商品の導入
- ・出張販売(やまとたけ桜まつり他 13 イベント)の参加

[その他の事業]

その他の事業は、水没移転者等の会に対する助成事業を引き続き実施する。

(1) 水没移転者等の会に対する助成事業

【事業内容】

- ・会員相互の交流事業に助成

3 法人会計

(1) 法人の運営

公益財団法人移行後の内部規程(評議員会及び理事会の運営規則、情報公開規程、個人情報保護規程、職務権限規程、その他内部規程)に基づき運営する。

(2) 理事会並びに評議員会の開催

定款に基づき、理事会並びに評議員会を開催し、当公社の運営に関し重要な事項について審議し議決を得る。

(3) 法人の広報・広聴業務

制度の関係(「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定に基づく。)から、閲覧に供する資料等の整備、保管が求められるため、適切に対応する。事業計画並びに決算等は、ホームページで情報を開示する。